

御注意

四号該当は、平成15年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますので、御注意ください。

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等制度に関する明細書			事業年度	・	・	法人名	
適用該当号の区分			1	措置法第68条の2第1項第( )号該当			
一 号 該 当	設立の日	2	平	・	・	(措令第39条の34の2第1項( )号) (措令第39条の128第1項( )号) 平	
	中小企業者の判定	3	新事業創出促進法第2条第3項第( )号該当				
	主たる事業	4	業				
	資本の額又は出資の総額	5	円				
常時使用する従業員の数	6	人					
二 号 該 当	実施計画の認定年月日	7	平				
	新事業分野開拓のための事業の内容	8					
	当期末における事業の状況	9					
三 号 該 当	中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第( )号該当				
	主たる事業	11	業				
	資本の額又は出資の総額	12	円				
	常時使用する従業員の数	13	人				
	当期前1年以内に開始した各事業年度	14	平	・	・	～	平
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15	円				
	(14)の各事業年度の総収入金額の合計額	16	円				
	試験研究費等の割合 $\frac{(15)}{(16)}$	17	%				
	当期末の資本又は出資の金額	18	円				
前期末の総資産の額	19	円					
前期末の自己資本の額	20	内	円				
自己資本比率 $\frac{(20)}{(19)}$	21	%					
添 付 書 類	措置法第68条の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し					
	措置法第68条の2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し					
	措置法第68条の2第1項第3号	措置法施行令第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。)					

## 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20各号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。
- 2 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の2第1項各号のいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 3 「一号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「設立の日2」には、設立の登記をした日を記載します。

なお、措置法施行令第39条の34の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、( )内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

ただし、連結法人である同族会社が分割型分割を行った場合には、「設立の日2」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

この場合において、措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、( )内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

- (2) 「中小企業者の判定3」の( )内には、新事業創出促進法第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。

- (3) 「主たる事業4」から「常時使用する従業員の数6」までは、事業年度終了の時の現況により記載します。

- 4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「実施計画の認定年月日7」には、新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。

- (2) 「新事業分野開拓のための事業の内容8」には、新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。

- (3) 「当期末における事業の状況9」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。

- 5 「三号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「中小企業者の判定10」の( )内には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。

- (2) 「主たる事業11」から「常時使用する従業員の数13」

までは、事業年度終了の時の現況により記載します。

- (3) 「当期前1年以内に開始した各事業年度14」には、当期前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度）が複数ある場合にはその複数の事業年度を記載します。

- (4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額15」には、上記(3)に係る各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第42条の4第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。

なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、措置法施行令第39条の34の2第4項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める金額を記載するとともに、その明細書を添付します（下記(5)において同じ。）。

- (5) 「(14)の各事業年度の総収入金額の合計額16」には、上記(3)に係る各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度）の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。

- 6 「四号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「前期末の総資産の額19」には、前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次のイからニまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、ホに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）を記載します。

イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額

ロ 特別償却準備金として積み立てている金額

ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額

ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券）に係る評価益等相当額

ホ その他有価証券に係る評価損等相当額

- (2) 「前期末の自己資本の額20」は、前期末の資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限ります。）の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。